

議案第36号

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（課税免除） 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、産業振興促進区域内において、振興対象事業の用に供する設備であって取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という	（課税免除） 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、産業振興促進区域内において、振興対象事業の用に供する設備であって取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という

。) が 5, 0 0 0 万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。) をした者について、当該取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

(1) ・ (2) (略)

2 (略)

。) が 5, 0 0 0 万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。) をした者について、当該取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

(1) ・ (2) (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。